

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：岡山県
農業委員会名：久米南町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	878	207	177	30	0	1,090
経営耕地面積	448	64	34	30	0	542
遊休農地面積	6	3	3	0	0	9
農地台帳面積	1,230	270	0	0	0	1,500

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	623
自給的農家数	177
販売農家数	446
主業農家数	
準主業農家数	
副業的農家数	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	
女性	
40代以下	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	55
基本構想水準到達者	17
認定新規就農者	11
農業参入法人	-
集落営農経営	9
特定農業団体	-
集落営農組織	9

※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	—
40代以下	—	—
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	4

* 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月末現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,130ha	221.6ha	19.61%
課 題	高齢者・後継者不足等により農業従事者が減少し、遊休農地が増加したため、早急に農地の集積・集約化に向けた確保及び、有効利用を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
204ha	226.8ha	6.6ha	111.18%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	リーフレット等により農業経営基盤強化法による利用権設定制度の周知と農地貸借の意向調査を行うと共に、担い手への農地の利用集積に向けた斡旋活動等を行う。
活動実績	チラシ等で農用地利用集積計画による利用権設定制度の周知及び、担い手への農用地利用集積への斡旋活動を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	全体の目標値には達している。新規集積面積については目標値の6割の増加をすることができた。
活動に対する評価	農用地利用集積による利用権設定制度が、普及しており、今後も継続して周知し、また、中間管理機構による集積に移行していくことの周知を行っていくことが必要である。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数	3年度新規参入者数
	5経営体	6経営体	2経営体
	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	3.6ha	2.2ha	6.6ha
課題	認定農業者等の中核農業者による集積、各生産部会、集落営農等の生産組織による生産体系の確立が進む一方、小規模兼業農家が大部分を占めているため、新規就農者の育成のための研修会を開催し、担い手の育成・支援を行っているが、担い手の高齢化、後継者不足については非常に深刻な状況である。そこで、新規就農者等のさらなる育成、定年帰農者の確保を進めるとともに、生産性の高い営農体系の確立が必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
2経営体	2経営体	100.00%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
1.5ha	6.6ha	440.00%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	随时、就農希望者に対する就農相談(営農計画や誓約書、販売経路関連)や就農関係情報(農地売買や離農者、各種補助金等情報)の提供等ができる体制づくりを推進し、関係機関や団体等の連携強化に努め、新規就農者の確保を目指す。
活動実績	新規就農者(研修生)の受入を積極的に行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	実績では大幅に目標を上回ることができた。令和4年度についても引き続き新規参入者の確保に努める。
活動に対する評価	適当である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,130ha	遊休農地面積(B) 9.0ha	割合(B/A×100) 1%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、毎年新たに耕作放棄地が発生しているため、耕作放棄地の解消とともに、耕作者の確保が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標① 1.0ha	解消実績② 0ha	達成状況(②/①×100) 0%
----------------	--------------	---------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況 調査	17人	8月～9月	10月～11月
農地の利用意向 調査		調査方法 農地パトロール及び、農地所有者への啓発活動を実施する。		
その他の活動		調査実施時期:12月～3月の間で実施する。		
活 動 実 績	農地の利用状況 調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		17人	8月	9月～12月
	農地の利用意向 調査	調査実施時期 1月	調査結果取りまとめ時期 3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 一筆	調査数: 一筆	調査数: 一筆
	その他の活動	調査面積: 一ha	調査面積: 一ha	調査面積: 一ha
		農業委員による担当地区の農地パトロールを実施した。		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	実情を踏まえた目標面積の再検討が必要である。	
活動に対する評価	遊休農地の所有者等への指導で、農地中間管理機構への委託や利用権設定等により農地の有効活用が図られるように指導することがある。	

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,130ha	0.0ha
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。特に山間部は、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
—ha	—ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	7月～8月 広報紙等で農地転用等の周知と情報提供の呼びかけを実施する。 10月～11月 重点監視地域での農地パトロールを実施。
活動実績	7月～8月 町内全域での農地パトロールの実施。
活動に対する評価	違反転用の啓発活動は、今後も継続して実施することが必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 31件、うち許可 31件 及び 不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員で現地調査を実施している。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	関係法令及び審査基準に基づき、議案ごとに審議している。					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、閲覧に供している。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日		
	是正措置	—					

2 農地転用に関する事務（意見を付して町長への送付）

(1年間の処理件数: 19件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員により、書類審査及び現地調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容及び立地状況等について、総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、閲覧に供している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	5 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	5 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	—
	対応方針	—
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	4件 公表時期 令和4年 3月
		情報の提供方法:町ホームページに掲載。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	29件 取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:町ホームページに掲載。	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	1,500ha
		データ更新:農地法の許可、農用地の利用権設定等及びその他補足調査を実施し隨時更新している。また、住民基本台帳及び固定資産税関係については年1回行っている。	
		公表:	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している
-----------	---------------

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	なし
----------------	----

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している
-----------	---------------